

令和4年12月26日(月)
午前10時30分～ 奈良県庁第一応接室

第21回奈良県税制調査会資料

- 税制調査会スケジュールについて
- 産業廃棄物税について
- 地域における税務行政の将来像について
- (仮称)新しい時代の地域資本主義に基づく奈良県経済産業振興条例について

令和4年度、令和5年度に行う奈良県税制調査会については、以下のスケジュールを予定している。

○スケジュール

<u>令和4年12月26日</u>	議題	「産業廃棄物税について【諮問】」 「地域における税務行政の将来像について【諮問】」 「(仮称)新しい時代の地域資本主義に基づく奈良県経済産業振興条例について【意見交換】」
令和5年夏頃	議題	「産業廃棄物税について【意見交換】」 「地域における税務行政の将来像について【意見交換】」
令和5年秋頃	議題	「産業廃棄物税について【答申】」 「地域における税務行政の将来像について【答申】」
令和5年12月県議会		産業廃棄物税条例の改正(案)を提案(答申反映)
令和6年3月末		税務行政の将来展望策定(答申反映)

産業廃棄物税について

概要

産業廃棄物税は、県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税されるもので、排出抑制への推進支援、リサイクルへの推進支援、産業廃棄物監視強化対策等に充てられる法定外目的税である。

項目	内容
納税義務者	排出事業者又は中間処理業者
特別徴収義務者	最終処分業者
税 率	最終処分場への産業廃棄物の搬入量1tにつき1,000円
申告と納税	1. 最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者(県外を含む)から産業廃棄物の埋立処分を委託された場合は、産業廃棄物税を徴収し毎月分を翌月末までに申告し納税 2. 排出事業者又は中間処理業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合(自社処分)においては、毎月分を翌月末までに申告し納税

検討規定

【参考】奈良県産業廃棄物税条例(抜粋)

附 則

(検討)

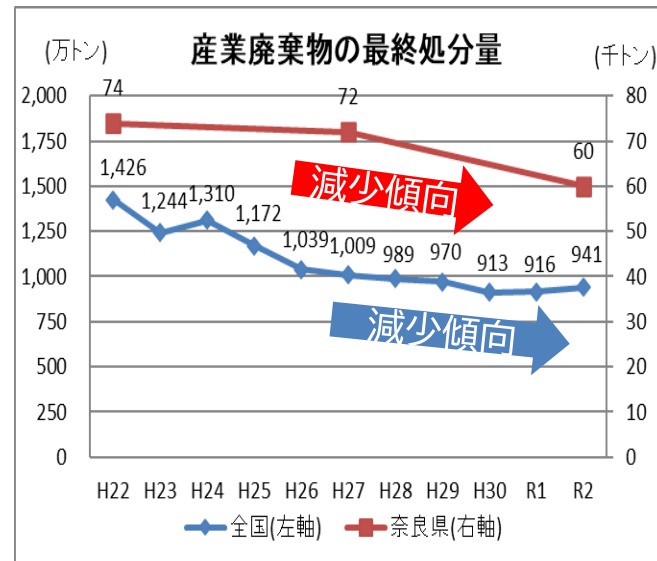
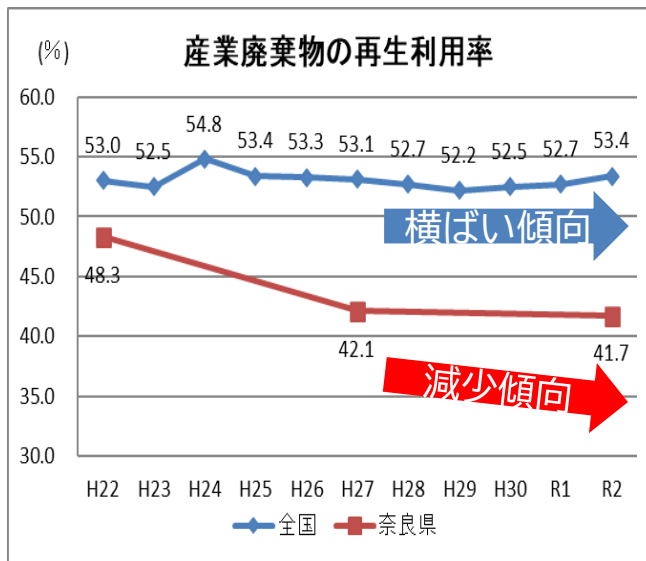
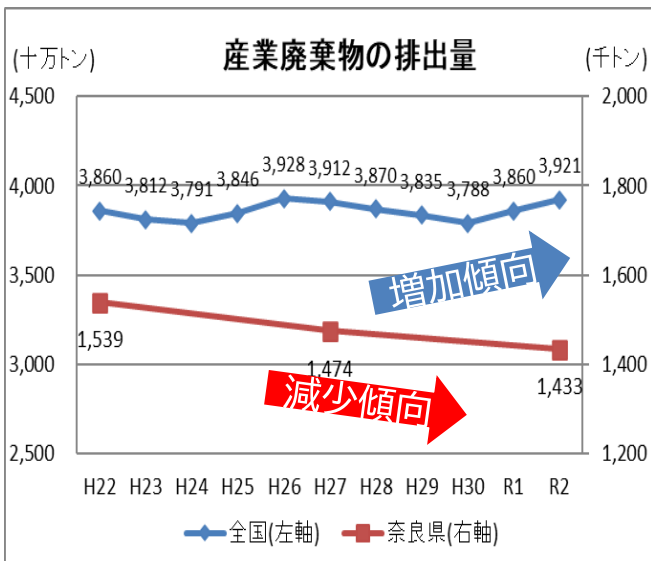
6 知事は、平成35年度を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業廃棄物の現状

- 産業廃棄物の排出量は、全国が増加傾向にあるのに対し、奈良県は減少傾向にある。
- 奈良県では全排出量に占める下水汚泥の割合が高く(全国20%、奈良県49%)、再生利用率が低くなっている。
- 最終処分量は、全国及び奈良県とも減少している。

○奈良県産業廃棄物の推移(「令和3年度 奈良県産業廃棄物実態調査報告書(令和2年度実績)」より)

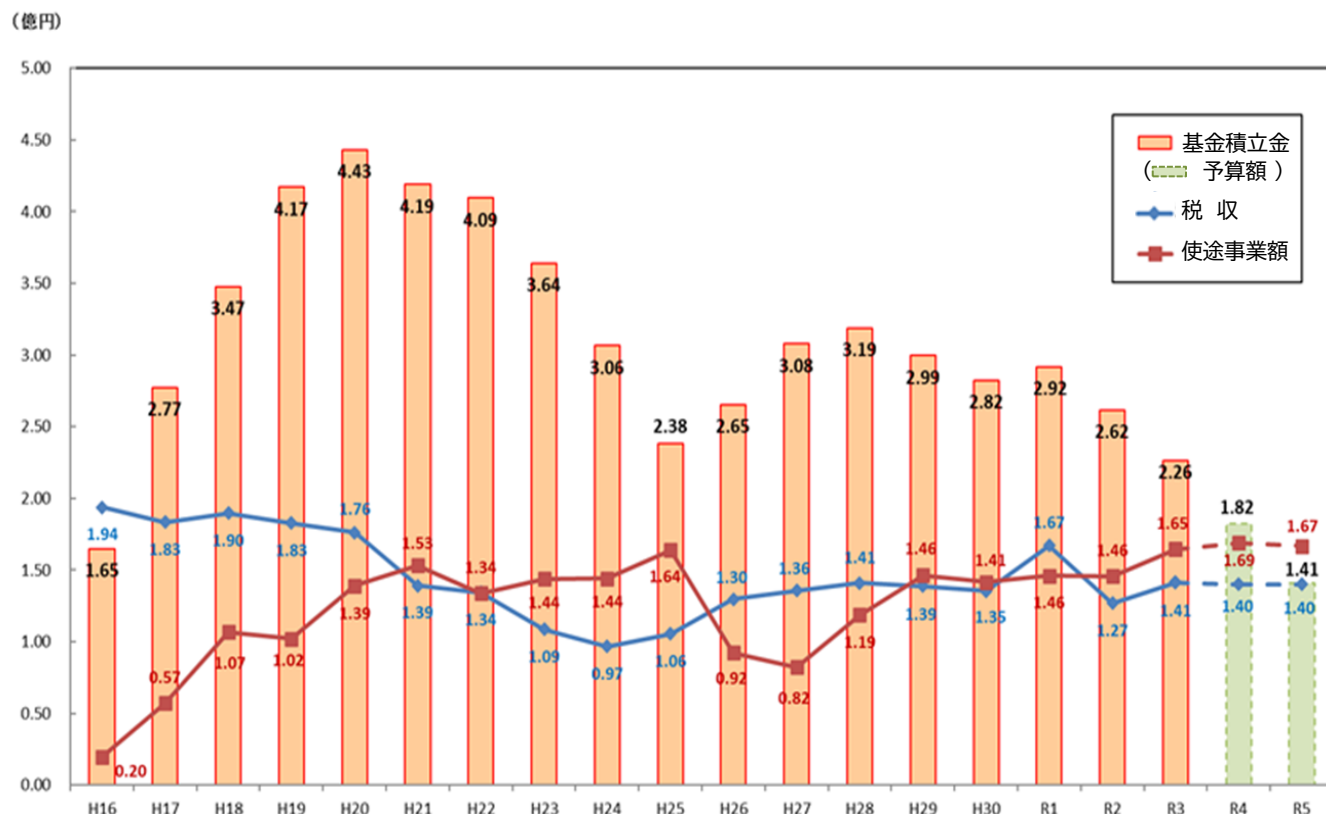
	H22		H27			R2		
	実績	構成比	実績	構成比	H22比	実績	構成比	H22比
①排出量	1,539千トン	(100.0%)	1,474千トン	(100.0%)	95.8%	1,433千トン	(100.0%)	93.1%
②再生利用量	743千トン	(48.3%)	621千トン	(42.1%)	83.6%	598千トン	(41.7%)	80.5%
③減量化量	722千トン	(46.9%)	781千トン	(53.0%)	108.2%	775千トン	(54.1%)	107.3%
④最終処分量 ①-(②+③)	74千トン	(4.8%)	72千トン	(4.9%)	97.3%	60千トン	(4.2%)	81.1%



産業廃棄物税の収収及び使途事業費等について

- 産業廃棄物税収は、近年1.4億円程度で推移しており、使途事業費については、令和3年度実績が1.65億円となっているが、今後は税収額と同程度となる見込みである。
- 基金残高については、奈良県税制調査会(H30.11.16)の答申において、「基金残高が5年後には1億円程度となることを見込まれる。(中略)この水準の基金残高であれば年度を通じて安定的に使途事業を遂行することが可能と考えられる。」とされている。
- なお、税率については、最終処分場への搬入に課税を行っている27道府県全てが1tにつき1,000円としている。

産業廃棄物税の収収及び使途事業費等の推移

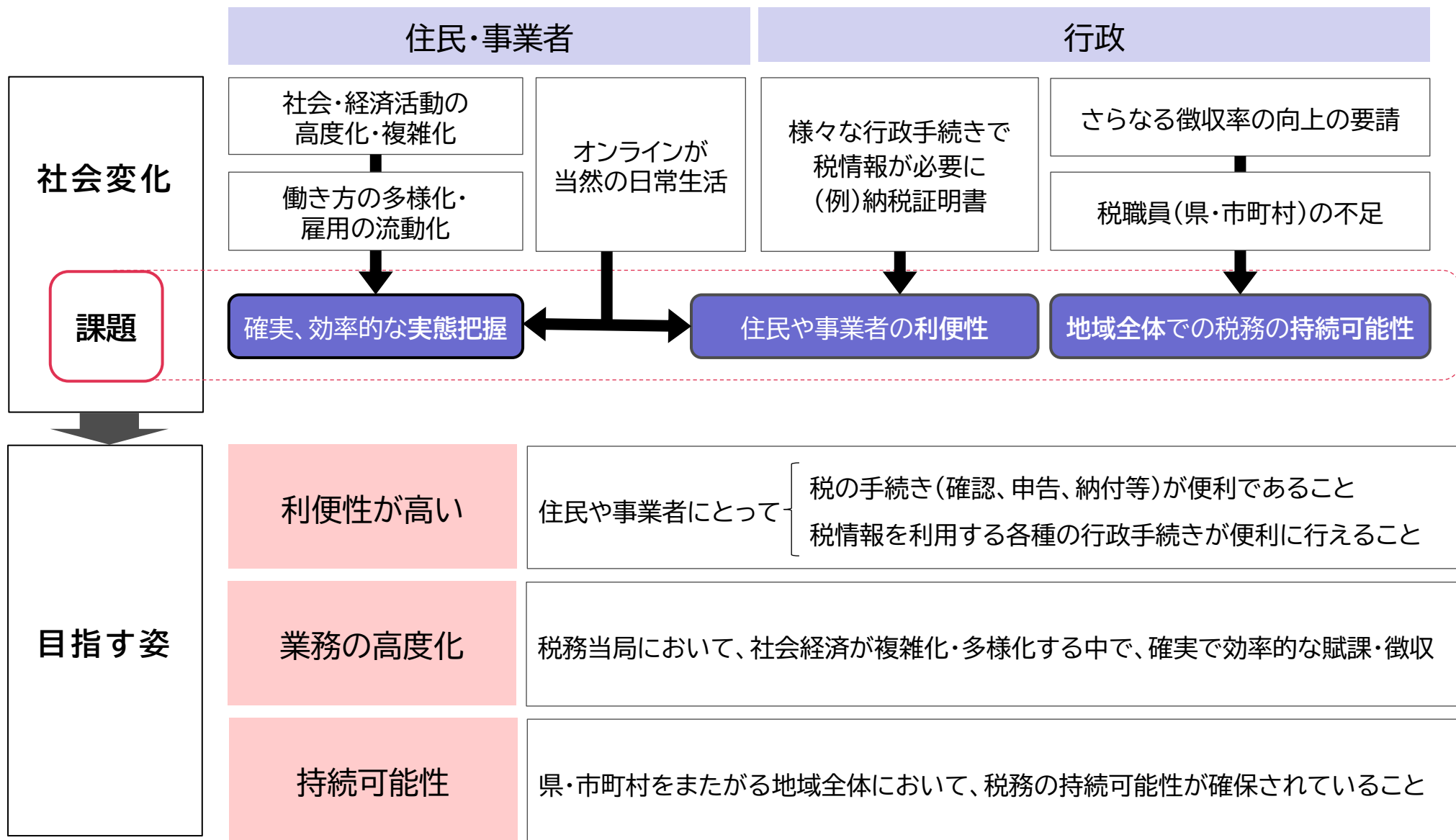


主な使途事業

- 産業廃棄物排出抑制等事業補助 6,891千円
技術・研究開発の促進、リサイクル製品の開発及び排出抑制等に係る設備導入に対する補助
- リサイクル製品認定制度の推進 557千円
「奈良県リサイクル認定制度」の普及・啓発
- 産業廃棄物適正処理の推進に対する支援 2,500千円
優良処理事業者育成及び管理責任者に対する研修会の開催
- 不法投棄等監視パトロール 37,201千円
民間委託による監視

※金額はR3決算額

地域における税務行政の将来像について



地域における税務行政の将来像について

要諦（ポイント）

デジタルの活用

他分野との連携・協働

県・市町村の共同化

目指す姿を実現するための方策

施策テーマ

利便性向上

- 納税方法の多様化
- 福祉、事業者支援、各種給付などの税情報を活用する場面でのシステム間連携の検討

等

業務の高度化

- 令和7年度における拡張性の高い新しいクラウドシステムの導入
- 組織やセクションを越えてのデータ連携の仕組みの検討
- 県・市町村における情報資源の共同活用の仕組みの検討

等

持続可能性

- 窓口のキャッシュレス納付の促進、現金取扱を廃止
- AIなどの活用による業務のスリム化、徴収率の向上
- 市町村への税務職員派遣
- 県・市町村のシステム共同利用の仕組みの検討

等

経済活動等の複雑化について

ポストコロナ時代の業態の変化

奈良県企業の状況

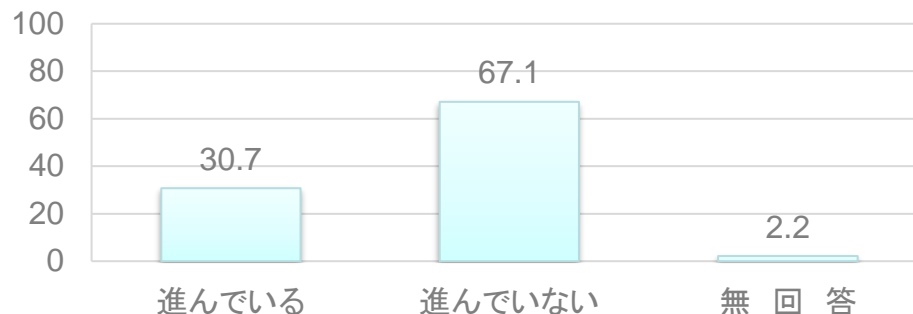
テレワークの導入状況(%)

導入している	19.1
導入予定あり	5.0
導入(予定)なし	75.0
無回答	0.8

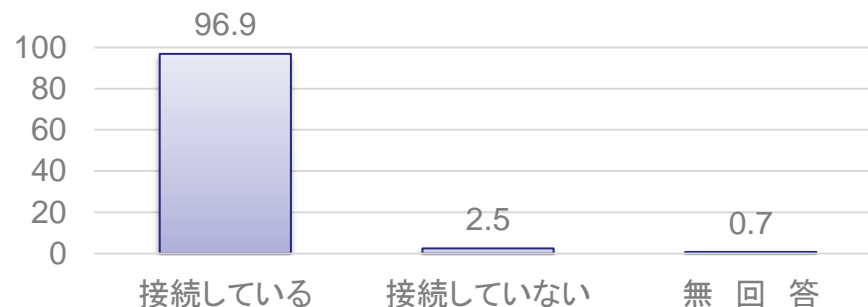
コロナ感染終息後の継続意向(%)

継続する	61.4
継続しない	10.7
わからない	27.9
無回答	0

デジタル化の取り組み状況(%)



インターネットの接続状況(%)



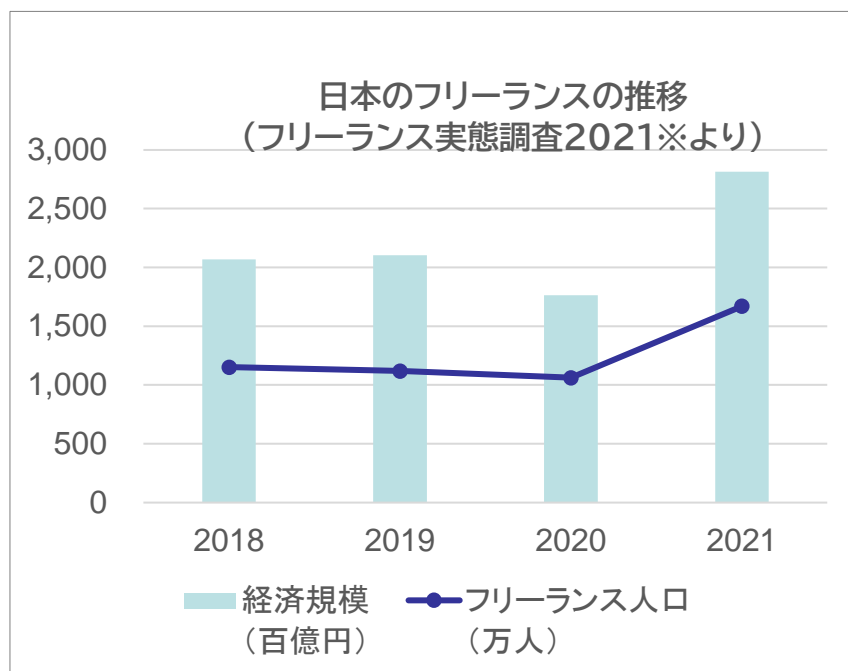
○奈良県においては、企業によりデジタル化の取り組みにばらつきはあるものの、インターネット接続状況は96.9%に上り、デジタル化への下地はできている。

奈良県:県内企業デジタル化実態調査(令和4年2月16日)

課題・ 問題点

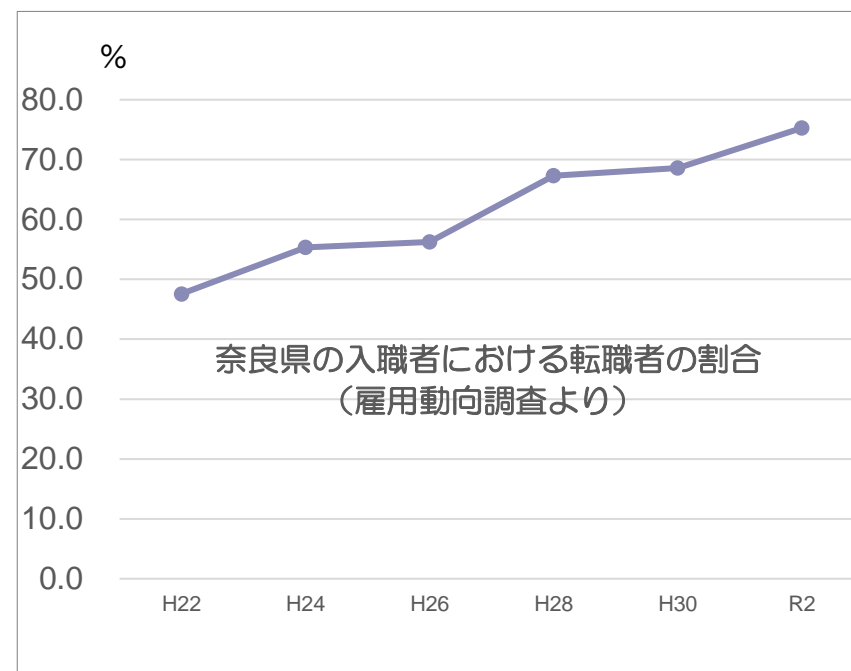
県内企業は、テレワークやデジタル化は道半ば、一方テレワークなど先進的な取り組みを行った企業は継続の意向を示しているなど、企業間格差はあるものの業務のやり方に変化の兆し。税務職員はこれらの新たな流れに素早く対応できる知識や専門性が必要。

働き方の多様化について



※出典：ランサーズ社「フリーランス実態調査2021」

※フリーランス・・・①自身で事業等を営んでいる②従業員を雇用していない
③実店舗を持たない④農林漁業 従事者ではない
※法人の経営者を含む



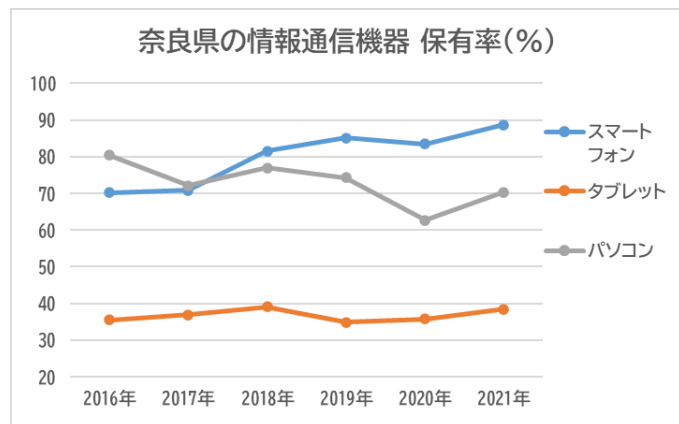
出典：厚生労働省「雇用動向調査」

フリーランスにかかる経済規模、従事人口ともに上昇している。また、県内の入職者(新しく仕事に就いた者)の内の転職者(入職前1年間に就業経験のある者)の割合も増えている。

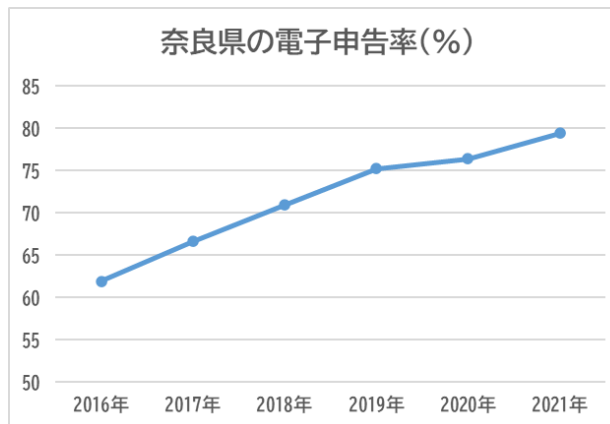
課題・ 問題点

個人が多様な生き方を模索し、労働者も終身雇用 に固執せず、今までのやり方や一般的な価値観、常識が当てはまらなくなっており、これまでの情報源だけでは捕捉しきれない実態が増えている。

デジタル化について



(総務省「通信利用動向調査」より)



(奈良県における法人三税の電子申告率)

令和2年 国勢調査回答状況

	インターネット回答率
滋賀県	42.4
京都府	35.8
大阪府	34.3
兵庫県	37.4
奈良県	40.4
和歌山県	31.2

デジタル化の基盤である通信インフラについて、超高速・大容量化、スマートフォンによるモバイルでの利用拡大、モノがネットワークにつながるIoT化など、様々な形で進化を続けながら、普及が進んでいる。

奈良県においても、多くの方がスマートフォンを保有し、生活の一部に取り入れている。

税分野においても、一部の申告税でeLTAXを利用した電子申告が可能となっており、奈良県においても、近年のデジタル化による電子申告率の伸びは目覚ましいものがある。

*電子申告が可能な税目:

法人事業税、法人県民税、特別法人事業税、県民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)

奈良県のインターネットを利用した回答については、近畿では40.4%で2位、全国では11位と高くなっている
(全国1位は富山県で45.0%、最下位は高知県で26.4%)

課題・ 問題点

電子化している手続き・税目はごく一部でしかなく、デジタル技術の導入が遅れている。申請や手続き等において、依然として書面でのやりとり・目視確認が行われている。データ連携を実施している業務においても、外部データはさまざまな経路・形式で届くため、様々な対応が必要。

税情報活用の広がりについて

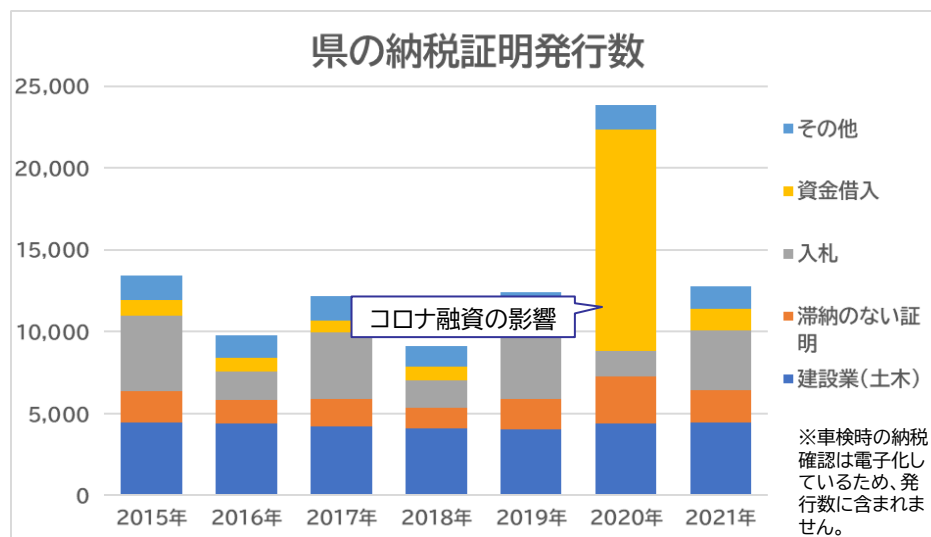
各種税証明が必要な場面

- ・入札参加資格の申請時
- ・支援金等の認定申請時
- ・業者登録等の認定申請時
- ・金融機関で資金を借り入れる時
- ・車検を受ける時
- ・児童手当の申請時
- ・保育園の入園手続きの時
- ・奨学金申請、育英資金の申請時
- ・公営住宅などの入居時 etc.

税証明に求められること

- ・業務遂行に必要な資力信用の確認
- ・認定要件、資格要件の確認
- ・返済能力の確認
- ・納税義務の履行確認 etc.

県の納税証明発行数



	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
建設業(土木)	4,432	4,382	4,213	4,086	4,064	4,393	4,454
滞納のない証明	1,936	1,452	1,676	1,286	1,835	2,867	1,994
入札	4,605	1,734	4,043	1,655	3,838	1,539	3,651
資金借入	980	813	756	863	1,264	13,551	1,312
その他	1,473	1,406	1,468	1,227	1,410	1,512	1,363
計	13,426	9,787	12,156	9,117	12,411	23,862	12,774

※車検時の納税確認は電子化しているため、発行数に含まれません。

課題・ 問題点

行政への各種申請手続き等において、申請者は複数の窓口それぞれ必要とされる資料(納税証明書など)を取得・提出しなければならず、大きな負担となっている。

一方、県の納税証明書は税事務所の窓口において紙で発行をしており、事務所職員にとっても大きな負担となっている。

外部データ連携の需要の拡大について

現 状



税システム

データ連携

地方税共同機構

各委託事業者

指定金融機関

USBデータ取込

課税データの一部

(パンチデータ作成委託)

(市町村からの課税データ)

手作業(書き写し等)

法務局データ

税務署データ

課題・ 問題点

外部データはさまざまな経路・形式で届くため、それぞれに対応が必要となる。職員の手を介する外部媒体を用いた運用や、紙媒体からの書き写し作業も一部残っており、紛失リスクや職員の業務負担が問題となっている。



次期システム

データ連携

地方税共同機構

各委託事業者

金融機関

関係規定の見直しを進め、さまざまな外部データと連携可能に。

法 務 局

税 務 署

他 自 治 体

奈良スーパーアプリ

他の庁内システム

マイナポータル

徴収率向上の要求について

地方税における徴収率向上が求められる背景

I 三位一体の改革にともなう個人住民税の税源移譲

納税義務者数、徴収困難事案数の多い個人住民税の税源移譲により、滞納の増加【個人県民税構成比】H18:25.4% → H19:38.0%、対前年5.5億円の滞納増

II 税負担の公平性の確保

税負担の不公平感の払拭が必要

- ①納税者から滞納者に対する意識
 - ②地域間における差に対する意識(全国平均より0.6ポイント↓)
- ⇒財産調査の徹底、納付資力がある場合は早期の差押等着手

III 自主財源の確保

- ・納期内納付の徹底(歳入の計画的な確保)
- ・収入未済額の圧縮(収納に結びつければ、財源の確保)

徴収率・差押件数・収入未済額の推移と奈良県税収に占める個人県民税の構成割合

		H17	H18	H19 (税源移譲)	H24	H29	H30	R 1	R 2	R 3
県税 合計 徴収率	全国平均	96.9%	97.2%	97.2%	96.5%	98.6%	98.7%	98.8%	98.5%	99.0%
	奈良県	94.7%	95.4%	95.9%	95.6%	97.8%	98.0%	98.2%	97.9%	98.4%
奈良県税収に 占める個人県民税 構成比		27.4%	25.4%	38.0%	46.2%	39.3%	40.2%	40.3%	40.0%	37.6%
差押件数(件)		968	955	1,079	918	660	631	677	410	456
収入未済額(百万円)		4,616	4,834	5,423	4,461	2,525	2,294	2,070	2,473	1,896
うち個人県民税		2,136	2,053	2,602	3,041	1,670	1,537	1,373	1,335	1,181
うち県徴収税分		2,480	2,781	2,821	1,420	855	757	697	1,138	715

課題・ 問題点

軽易な滞納案件は、システムを活用した財産調査を推進し、早期の滞納処分を継続して実施することが必要。
一方、徴収率が全国的に100%に近づく中、残る案件は徴収が極めて困難なものとなるため、機動性を持つ人材及び豊富な経験・スキルを持つ人材など、多様な人材確保が必要。

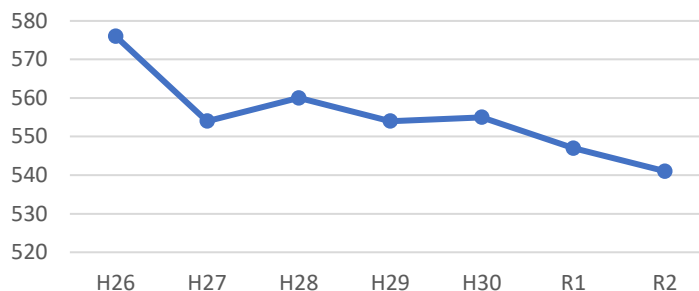
税務職員の不足について

財政的な問題や人手不足のため全国的に税務担当職員の定数が削減されている。

市町村税務職員数の推移

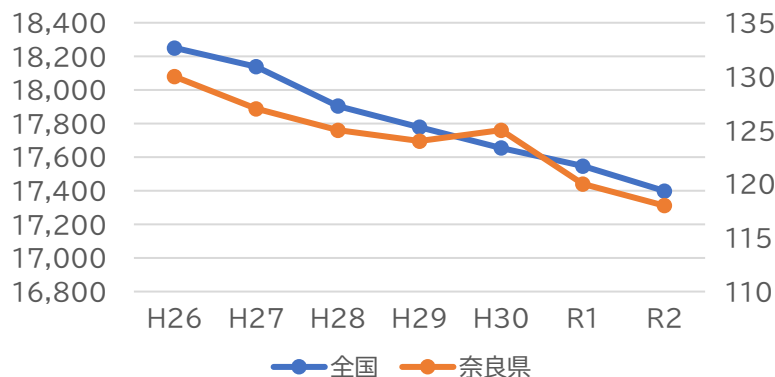
	H26	R 2	増減
奈良市	102	85	▲17
大和高田市	28	29	▲1
大和郡山市	31	30	▲1
天理市	28	28	0
橿原市	47	44	▲3
桜井市	30	29	▲1
五條市	17	16	▲1
御所市	21	18	▲3
生駒市	45	41	▲4
香芝市	26	47	▲21
葛城市	19	16	▲3
宇陀市	23	19	▲4
山添村	5	8	▲3
平群町	10	10	0
三郷町	8	8	0
斑鳩町	10	9	▲1
安堵町	8	6	▲2
川西町	7	6	▲1
三宅町	7	8	▲1
田原本町	19	20	▲1
曾爾村	3	3	0
御杖村	3	2	▲1
高取町	7	8	▲1
明日香村	4	7	▲3
上牧町	12	13	▲1
王寺町	10	11	▲1
広陵町	15	13	▲2
河合町	10	12	▲2
吉野町	10	6	▲4
大淀町	11	11	0
下市町	7	7	0
黒滝村	3	3	0
天川村	2	2	0
野迫川村	2	1	▲1
十津川村	3	4	▲1
下北山村	2	1	▲1
上北山村	1	1	0
川上村	2	2	0
東吉野村	4	4	0
合計	602	588	▲14

奈良県の市町村税務職員数の推移



※香芝市を除く(窓口サービス向上のため大幅に増加させたため)

都道府県税務職員数の推移



都道府県税務職員数の推移

	H26	R2	増減
北海道	765	743	▲22
青森県	168	166	▲2
岩手県	184	182	▲2
宮城県	334	332	▲2
秋田県	141	122	▲19
山形県	190	183	▲7
福島県	272	263	▲9
茨城県	320	396	76
栃木県	305	303	▲2
群馬県	329	322	▲7
埼玉県	719	692	▲27
千葉県	665	688	23
東京都	3,384	3,223	▲161
神奈川県	757	729	▲28
新潟県	320	322	2
富山県	128	142	14
石川県	163	122	▲41
福井県	125	107	▲18
山梨県	126	108	▲18
長野県	283	262	▲21
岐阜県	323	315	▲8
静岡県	506	492	▲14
愛知県	975	851	▲124
三重県	321	282	▲39
滋賀県	192	173	▲19
京都府	376	352	▲24
大阪府	1,090	952	▲138
兵庫県	661	586	▲75
奈良県	130	118	▲12
和歌山県	153	150	▲3
鳥取県	95	95	0
島根県	123	134	11
岡山県	220	214	▲6
広島県	371	361	▲10
山口県	232	209	▲23
徳島県	129	129	0
香川県	144	130	▲14
愛媛県	188	187	▲1
高知県	151	138	▲13
福岡県	755	726	▲29
佐賀県	168	147	▲21
長崎県	222	216	▲6
熊本県	248	256	8
大分県	199	195	▲4
宮崎県	189	181	▲8
鹿児島県	221	219	▲2
沖縄県	190	184	▲6
合計	18,250	17,399	▲851

課題・
問題点

ICT技術の発展とグローバル化により、税務行政は複雑・困難化し、専門性が増してきているにもかかわらず、絶対的な職員数が足りていない。これをカバーするため業務の効率化や職員の専門的な知識を深める必要がある。

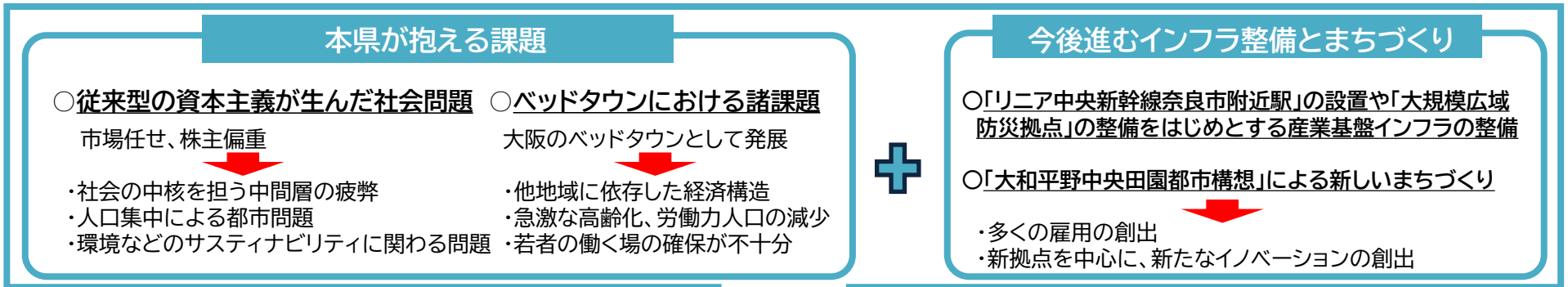
市町村職員の兼務の状況

市町村の税務職員について、特に村部においては専任で配置する余裕がない状況

- 御杖村(住民生活課)
平成17年度に住民課と税務課を統合
税務課のときは、職員3~4名で税業務
現在、住民生活課では2名で税の業務を担当
税の担当者は簡易水道(副担当)や窓口業務(住民票)を兼務
- 川上村(総務税務課)
平成18年度に総務課と税務課を統合
税務課のときは、職員4名で税業務
現在、総務税務課では2名で税の業務を担当
税の担当者は叙勲、防災無線、ふるさと納税、国保・介護・後期高齢収納を兼務
- 曾爾村(住民生活課)
平成28年度に住民生活課に税務課を統合
住民生活課の税担当4名の内、3名が専任(うち1名が会計年度任用職員)、
1名が税以外の業務と兼務

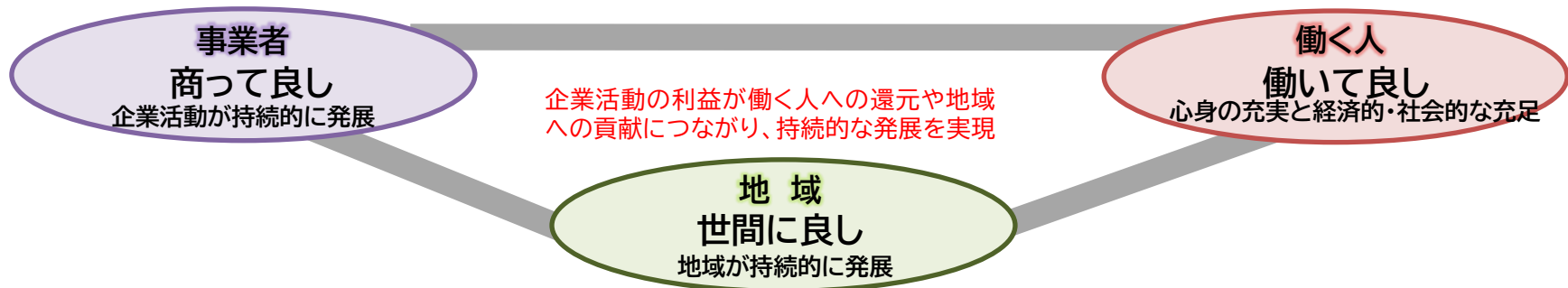
(仮称) 新しい時代の地域資本主義に基づく奈良県経済産業振興条例の考え方 (素案)

1 制定の背景



2 条例が目指す社会

○社会全体が「未来」を見る、「他者」を思いやる視点に立ち、**企業活動により生み出された付加価値の恩恵が、社会を構成するすべての主体に還元され、地域が持続的に発展**



(仮称) 新しい時代の地域資本主義に基づく奈良県経済産業振興条例骨子 (素案)

■ 総則

【目的】

- 15年先の本県の姿を見据え、「新しい時代の地域資本主義」の推進を通じて、地域の持続的な発展につながる仕組みをつくり、自立的、内発的な経済構造への転換を図り、「商ってよし」「働いてよし」「世間によし」の奈良県の実現に資することを目的とする。

【定義】

- 条例に掲げる用語の定義

【基本理念】

- 本県における経済産業振興政策は、資本主義において主体的な役割を担う企業が、長期的・公共的な利益と公共の精神を志向し、地域の発展に資するよう、新しい時代の地域資本主義に基づき推進されなければならない。
- 経済産業振興政策の推進にあたっては、企業活動で獲得した利益が自社の成長発展への投資のほか、賃金、教育投資などで働く人に還元されるとともに、生産性と価格転嫁力の向上が、還元の原資であるとの共通意識を醸成し、地域の発展につながるよう推進されなければならない。
- 経済産業振興政策は、若者をはじめとする多様な人々にとって、働きやすく、住みやすい地域には失敗にも寛容な懐の深さがあるとの共通意識を醸成し、起業や再出発の地にふさわしい地域づくりを推進する。

【県の責務】

- 県は、「新しい時代の地域資本主義」を本県で実現するための政策を体系化し、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携して、総合的かつ計画的に施策を実施する責務を有する。

【事業者の役割】

- 事業者は、自らの事業活動が地域の発展を支えているという誇りと、企業は「社会の公器」との認識のもとで利益を追求し、事業活動を通じてステークホルダーへの還元や地域社会に貢献するよう努める。
- 事業者は、企業家精神をもって、持続的に経営の革新と新たなビジネスモデルの構築に取り組み、価格転嫁力を高めるよう努める。

- 事業者は、必要な設備、人材、技術等への投資による生産性の向上に積極的に取り組むよう努める。
- 事業者は、国内外における販路拡大を図り、域内外の需要に応じる。

【関係団体等の役割】

- 関係団体等は、企業の持続的な発展への支援に積極的に取り組むよう努める。
- 関係団体等は、企業活動による利益が働く人や地域社会への還元につながる機運の醸成に努める。

【県民の役割】

- 県民は、県内企業が地域の持続発展に果たす役割や公共的な精神と社会的な貢献が地域の活性化に資することについて、理解と関心を深めるよう努める。
- 県民は、歴史と自然が豊かな奈良の文化の価値を再認識するとともに、県産品の魅力を知り、県内での消費の推進に理解と関心を深めるよう努める。

■ 基本方針

【基本方針】

- 県は、企業が持続的に発展し、その利益が働く人へ還元され、地域の持続的な発展につながるよう、次に掲げる基本方針に基づき、一体的かつ相乗的に政策を推進する。

- ①事業者が「商ってよし」の社会を目指す
- ②働く人誰もが「働いてよし」の社会を目指す
- ③地域全体で「世間によし」の社会を目指す

- 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して推進しなければならない。

- ①事業者が「商ってよし」の社会を目指す
 - ▶需要を創出・喚起する
 - ▶投資で生産性を高める
 - ▶新たな試みで付加価値を獲得する

(仮称) 新しい時代の地域資本主義に基づく奈良県経済産業振興条例骨子 (素案)

■ 基本方針(つづき)

②働く人誰もが「働いて良し」の社会を目指す

- ▶働く人への還元
- ▶多様な人材への教育投資
- ▶若者がチャレンジできる環境の整備

③地域全体で「世間に良し」の社会を目指す

- ▶働く人や社会への還元を良しとする環境づくり
- ▶社会貢献で地域活性化を促す仕組みづくり

■ 基本的施策

【基本的施策】

○県は、次に掲げる基本的施策を推進する。

▶事業者が「商って良し」の社会を目指す

- ・県民の域内における消費の促進
- ・企業活動環境の向上に資する産業基盤の整備と企業の誘致
- ・事業者間における域内調達の活性化と域外への移輸出強化
- ・高い付加価値の獲得に資する労働生産性の向上
- ・富の源泉となる無形資産を有効に活用して、新たなビジネスモデルを創造
- ・集積を活かし、新たな需要を喚起できるイノベーションを創出
- ・脅威や困難に対する回復力の強化

▶働く人誰もが「働いて良し」の社会を目指す

- ・企業活動による利益が働く人の賃金や就業環境の改善に還元されるための環境整備や施策の推進
- ・「人への投資」を強化する施策の推進
- ・果敢にチャレンジできる若者の活躍の地域づくりの推進

▶地域全体で「世間に良し」の社会を目指す

- ・企業活動による利益を働く人や社会へ還元することを良しとする環境づくりの推進
- ・働く人や地域社会への還元が地域活性化を促す仕組みづくりの推進

【会議体の設置】

○国、市町村及び関係団体等で構成する会議体を設け、地域における経済情勢に関する情報を共有し、基本方針に基づく施策を推進する。

【財政上の措置】

○県は、基本的施策に掲げる施策の推進のため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努める。

■ 経済産業の振興に関する基本計画の策定

○県は、基本方針に基づく政策を体系化した基本計画を策定し、総合的かつ計画的に推進する。

■ その他の措置

【国、市町村、及び関係団体等との連携及び協力】

○県は、基本方針に基づく政策の推進にあたっては、国、市町村及び関係団体等と連携及び協力する。

■ 施行期日

○令和5年4月1日